

エキパル倉吉多目的ホールの利用料金減額（減免）に関する規程

（利用料の減免）

1. エキパル倉吉の設置及び管理に関する条例第 14 条の規定により、利用料の減額（減免）をすることができる場合は、次のとおりとする。

（1）倉吉市が主催して事業をおこなう場合

（2）以下の利用者には、会場使用料の 5 割を減額することができる

イ) 倉吉市の社会教育関係団体、社会福祉関係団体

ロ) 公共的又は公益的団体が主催となり、社会教育・社会福祉のための事業をおこなう場合

（3）以下の利用者のうち、半数以上が該当する場合は、会場使用料の 5 割を減額することができる

ハ) 身体障害者手帳の交付を受けたもの

ニ) 療育手帳精神障害者保険福祉手帳の交付を受けたもの

ホ) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による要介護認定、要支援認定を受けたもの

（4）その他、市長が特に必要と認める場合

2. 利用料の減免を受けようとする者は、エキパル倉吉利用料減免申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。指定管理者に委託している場合は、市長を指定管理者に読みかえるものとする。（営利の目的で使用する場合は除く）

エキパル倉吉・多目的ホール利用料減額(免除)申請書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人ふるさと遊誘駅舎館
理事長 牧野光照 様

申請者住所
申請者氏名
電話番号
E-mail アドレス

次のとおおり、エキパル倉吉多目的ホールの利用料の減額（免除）を申請します。

利用の目的	
利用期間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで (時間)
減額もしくは免除を必要とする理由	